

諮問資料 1

諮 問 資 料

<第5期市川市地域福祉計画（令和6～11年度）の策定について>

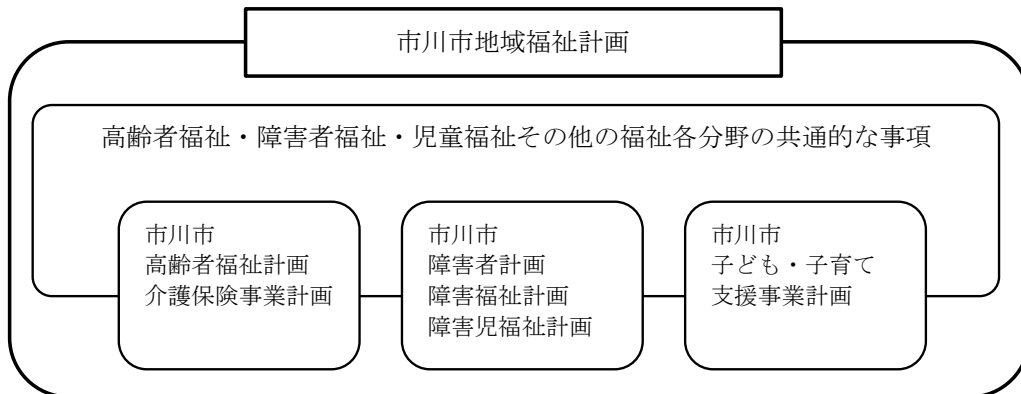
1 地域福祉計画について

本計画は、社会福祉法（以下「法」という。）第107条に規定された法定計画であり、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画として策定し、策定しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めることと定められています。

また、定期的に、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、本計画を変更するものとされています。

(1)計画の位置づけ

本計画は、法第107条において、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する、上位計画として位置づけられています。



(2)計画期間

第4期計画より計画期間を6年間としており、第5期計画においても、令和6～11年度までの6年間の計画といたします。

H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
第1期基本計画 (H15～H19年度)					第2期計画 (H20～H24年度)					第3期計画 (H25～H29年度)				
		実施計画 (H17～H19年度)												
H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11			
第4期計画 (H30～R5年度)					第5期計画（6年間） (R6～R11年度)									
		中間見直し 追加版 (R3～R5年度)												

## 2 第5期市川市地域福祉計画の策定にあたって

基本理念、行動指針及び基本目標について、第5期計画から以下のように改めます。

### (1)基本理念

#### <第4期計画>

だれもが住み慣れた地域で自立した生活を送るとともに、  
自らも参画し、安心して暮らすことができるまちをつくる



#### <第5期計画 案>

だれもが住み慣れた地域で安心して、  
自分の望む生活を送ることのできる「地域共生社会」の実現を目指す

### (2)行動指針 (案)

#### <第4期計画>

住民がつくる身近な福祉コミュニティ



#### <第5期計画 案>

個人を尊重し、多様性を認め合い、  
役割を認識しながら、それぞれが行動する

### (3)基本目標 (案)

#### <第4期計画>

- |                     |
|---------------------|
| I 安心と信頼のあるまちづくり     |
| II 参加と交流のまちづくり      |
| III 安心とうるおいのあるまちづくり |
| IV 自立といきがいづくり       |
| V 地域福祉推進の基盤づくり      |



#### <第5期計画 案>

- |                        |
|------------------------|
| I 安心と信頼のあるまちを共につくる     |
| II 参加と交流のまちを共につくる      |
| III 安心とうるおいのあるまちを共につくる |
| IV 生きがいを感じるまちを共につくる    |
| V 地域福祉推進の基盤を共につくる      |

#### (4)市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

(「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」より)

本計画に盛り込むべき事項として、①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項、⑤包括的な支援体制の整備に関する事項の5つを定め、この5つの事項を踏まえなければ、社会福祉法上の地域福祉計画としては認められないとされています。

#### ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- |   |   |
|---|---|
| ア | 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野との連携に関する事項                           |
| イ | 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項                                  |
| ウ | 制度の狭間の課題への対応の在り方  |
| エ | 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制   |
| オ | 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開   |
| カ | 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方  |
| キ | 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方  |
| ク | 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方  |
| ケ | 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方               |
| コ | 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方            |
| サ | 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方  |
| シ | 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用  |
| ス | 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理 |
| セ | 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取扱の推進                           |
| ソ | 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制                               |
| タ | 全庁的な体制整備  |

②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

- ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
- イ 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
- ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
- エ 利用者の権利擁護
- オ 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現

④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- ア 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
- イ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
- ウ 地域福祉を推進する人材の養成

⑤包括的な支援体制の整備に関する事項

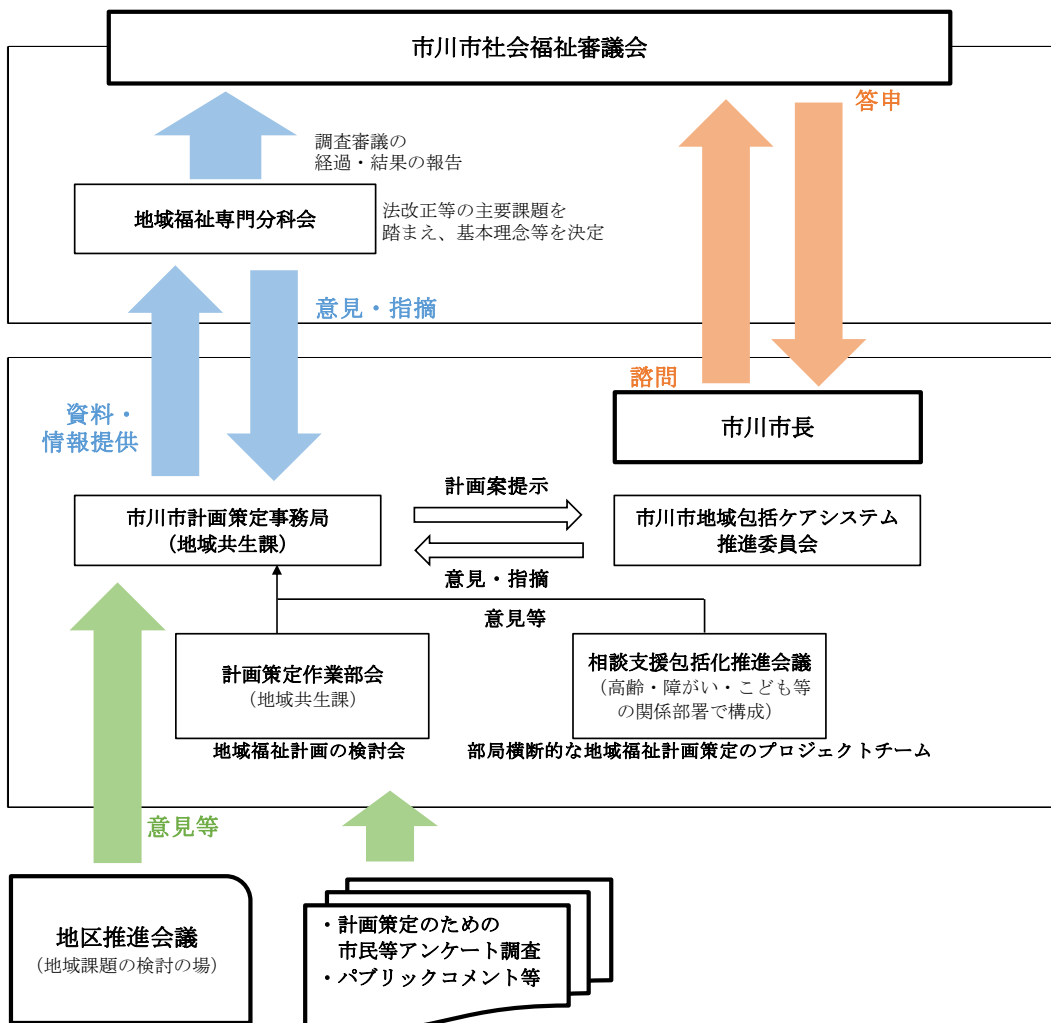
- ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
- イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築

⑥その他

市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等

### 3 計画の策定体制・スケジュール（案）について

#### (1) 計画の策定体制



#### ※市川市社会福祉審議会

学識経験者、関係団体からの推薦者、市民、関係行政機関の職員で構成され、本市における高齢者福祉、障害者福祉その他社会福祉に関する事項に関し、市長の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議を行っています。

#### ※市川市社会福祉審議会地域福祉専門分科会

審議会の会長が指名する委員及び臨時委員で構成され、地域福祉に関する事項を調査審議し、審議会に調査審議の経過及び結果の報告を行っています。

#### ※市川市地域包括ケアシステム推進委員会

福祉部長、市民部次長、福祉部次長、保健部次長及び街づくり部次長で構成され、地域包括ケアシステムの推進に資するため、施策の検討、庁内関連部署との連携、情報共有及び関連計画との調整等を行っています。

## ※地区推進会議

地域ケアシステム推進連絡会での検討を踏まえ、小域福祉圏（14 地区）ごとの地域課題に関する進行管理及び検証を行うとともに、各地区で共通する地域課題について、地域、コミュニティソーシャルワーカー、社会福祉協議会及び行政の役割分担のもと解決に向けた検討を行っています。

### (2)これまでの検討状況及び計画策定スケジュール（案）

		行政・市川市社会福祉審議会	市民 等
令和4年度	4月	計画策定作業部会の設置	
	5月	第1回地域福祉専門分科会	
	7月	第1回社会福祉審議会	
	8月		市民等アンケート調査
	1月	第2回地域福祉専門分科会	
	3月	第2回社会福祉審議会	第1回地区推進会議
令和5年度	5月	第1回地域福祉専門分科会	
	6月		第1回地区推進会議
	7月	第1回社会福祉審議会【諮問】	
	8月	第2回社会福祉審議会	第2回地区推進会議
	10月	第3回社会福祉審議会	パブリックコメント
	11月	市川市地域包括ケアシステム推進委員会 第2回地域福祉専門分科会	
	12月	第4回社会福祉審議会	第3回地区推進会議
	1月	第3回地域福祉専門分科会	
	2月	第5回社会福祉審議会 第6回社会福祉審議会【答申】	
	3月	本計画の策定	